

基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業生産構造の確立

めざす方向

意欲ある多様な農業者を確保・育成するため、農地集積等による経営規模拡大や集落営農組織の設立を促進するとともに、新規就農者や企業などの新たな参入を促進する環境整備に取り組みます。

また、農業者の経営発展や産地の強化・充実を支援するため、普及活動の効果的な展開や農業団体の活発な活動を促進するとともに、農業の生産基盤を整備します。

さらに、優良農地の確保、農業用水施設等の地域資源の有効活用、新たな商品創出につながる研究開発を進めることにより三重県農業の持続的な発展に取り組みます。

基本目標指標

農業経営体数（認定農業者、集落営農組織等）	積極的に経営改善や規模拡大を図ろうとする農業経営体（認定農業者及び集落営農組織等）の数（三重県調べ）
-----------------------	----------------------------------------------------

目標の進捗状況

	23年度 計画策定期	24年度	25年度	26年度	27年度 行動計画の目標	33年度 基本計画の目標
目標値		2,410 経営体	2,475 経営体	2,540 経営体	2,610 経営体	3,000 経営体
実績値	2,346 経営体	2,306 経営体	2,335 経営体			

25年度評価

関係機関と連携したきめ細かな就農相談などにより新規就農者は増加しているものの、認定農業者における更新者の減少や農業者の高齢化が進む条件不利地域における集落営農組織数の伸び悩み等により、基本目標指標の「農業経営体数」を達成することができませんでした。

基本事業については、農業・農村の活性化を目指した「地域活性化プラン」の取組や、新規就農者の確保・育成、農業生産基盤の整備、農畜産技術の研究開発などに取り組み、すべての目標を達成しました。基本目標指標の達成に向け、引き続き、後継者の育成や新規参入の促進、担い手不在集落における集落営農組織の育成などに取り組む必要があります。

<基本施策を構成する基本事業>

- 【基本事業1】地域の特性を生かした農業・農村の活性化
- 【基本事業2】地域の持続的な営農の仕組みづくり
- 【基本事業3】多様な農業経営体の確保・育成
- 【基本事業4】農業生産基盤の整備・保全
- 【基本事業5】農畜産技術の研究開発と移転

【基本事業Ⅱ-1】地域の特性を生かした農業・農村の活性化 (主担当：担い手育成課)

基本事業の取組方向

農業及び農村の活性化を図るため、普及指導活動の展開や農業団体等と連携する中で、集落や産地などによる「地域活性化プラン」の策定・実践を促進するとともに、その支援体制の整備を進めます。

取組目標

地域活性化プラン策定数 (累計)	地域や産地などを単位に策定される農業及び農村の活性化のための活動プランの数（三重県調べ）		
計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)	
50プラン	250プラン	550プラン	

取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	100プラン	150プラン	200プラン	250プラン
実績値	113プラン	167プラン		
達成率	100%	100%		

25年度評価

「地域活性化プラン」の策定を進め、前年度までの 113 プランに加え、新たに 54 プランが策定され目標を達成しました。また、プランの実践取組を支援し、167 プランにおいて地域営農の維持・発展に向けた取組やビジネス展開に向けた取組が始まっています。引き続き、プランの策定・実践を支援するとともに、新たに創出された産物や商品の販路開拓や改良など、取組のステップアップを促していくことが必要です。

25年度の取組状況

1 地域活性化プランの取組

- ① 地域資源を活用した、新たな価値の創出につながる取組を実践する集落や産地等の育成を図るため、市町やJA等と連携した「地域活性化プラン支援チーム」を編成し、前年度までに「地域活性化プラン」を策定した 113 地域を対象に、プランの実現に向けた実践活動を支援するとともに、新たな 54 地域において、座談会の開催等により、地域の実情に応じた地域活性化プランの策定及び実践活動を支援しました。

- ② これまでに策定された 167 プランのうち 33 プランを対象に専門家を派遣し、販路開拓や商品開発など、取組のスタートアップを促す試作・試行等への支援を行いました。
- ③ プランの実践により新たに創出された産物や商品の販路開拓や商品改良等を進めるため、資質向上の機会として、異業種や産学官の連携により新商品開発を進める「みえフードイノベーション・ネットワーク」への参画を促進するとともに、「みえセレクション」や首都圏営業拠点「三重テラス」への出品を啓発しました。「みえフードイノベーション・ネットワーク」への参画実績は 11 プランになるとともに、「みえセレクション」には 2 プランが選定され、「三重テラス」には 24 商品が採択されました。

2 地域農業のさまざまな課題の解決に向けた取組の支援

- ① 農業及び農村の活性化に向けた取組への支援を計画的に進めるため、「普及活動基本計画（平成23年度～26年度）に位置付けた51本の目標項目の達成に向け、普及活動を実施しました。
- ② 普及指導員のコーディネート機能を生かし、生産者や関係機関と連携して、地域農業のさまざまな課題の解決に向けた取組を支援しました。

3 普及指導員のスペシャリスト機能を生かした生産・経営管理技術の普及

- ① 意欲ある多様な農業者の経営発展を促進するため、普及指導員のスペシャリスト機能を生かして、高度な生産・経営管理技術の普及などに取り組みました。

4 農業団体の指導・監督

- ① 農業団体の健全な経営と適正な業務運営を確保するため、法令等の遵守状況（合法性）、事業目的への合致状況（合目的性）及び業務・会計の経済性の観点からの妥当性（合理性）の視点により、県内12団体を対象に検査を行い、改善を要する事項の指摘を行いました。
- ② 固定比率（固定資産に占める自己資本の割合）違反状態にある農業団体 1 件を対象に、改善計画達成に向けた取組を指導しました。また、信用事業を実施する農業団体に対しては、定期的に経営に関する報告を求め、経営の健全性確保に向けた自主的な取り組みについて指導しました。

5 農業災害補償制度の円滑な運営の促進

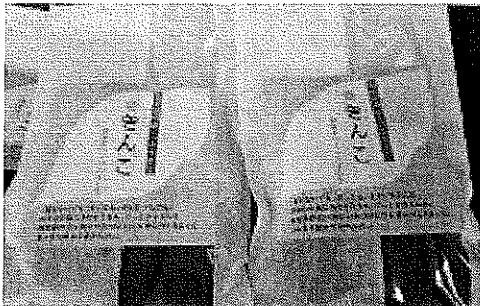
- ① 農業災害補償制度が将来にわたり安定的かつ円滑に運営されるため、農業共済団体と連携して農業共済事業検討会を開催し、1 県 1 組合化を念頭に置いた組織体制の見直しに関する検討を引き続き行いました。各団体間の温度差があり、1 県 1 組合化に向けた合意には至りませんでした。
- ② 自然災害等に備え農業経営の安定化を図るため、農業共済団体、市町及び農協等関係機関と連携し、経営所得安定対策に取組む農家を対象に制度の周知を図りました。また、平成25 年度より、特産果樹「不知火」の共済引受が開始されたことの周知に努め、3.4ha の加入がありました。

今後の主な課題

引き続き、地域活性化プランの策定地域のさらなる拡大と、プランの実践により新たに創出された産物や商品の改良、販路開拓など、実践取組のステップアップを支援するとともに、今後は、少子化など地域の社会的課題の解決に向けた新たな取組を促進する必要があります。

トピックス1

地域活性化プランの取組により多彩な商品が生まれています！



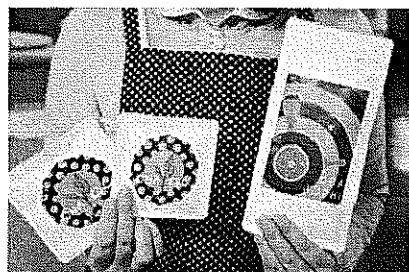
パッケージを刷新した干し芋商品

「地域活性化プラン」については、これまで167プランが策定され、このうち93プランで、新たな商品や商品づくり、新たな販売手法へのチャレンジが始まっています。

商品の開発においては、専門家のアドバイスにより、消費者に訴求力の高い商品パッケージへの見直しなどを支援しています。商品をブラッシュアップした結果、「たかな漬」や「干し芋（きんこ）」が、首都圏営業拠点「三重テラス」で取り扱われるなどの成果につながりました。

また、伊勢茶の産地においては、茶農家の女性グループの取組を支援し、緑茶カフェの開店や雑貨店への販路開拓など、消費者である女性の視点で緑茶の楽しみ方を提案する取組がスタートしています。

引き続き、各地域が有するプランの実現に向け、きめ細かい支援を継続していきます。



女性の視点で伊勢茶商品を開発

トピックス2

普及指導員のコーディネート機能を活かし、 高品質な稲WCS（発酵粗飼料）の生産拡大を進めています！



本県の大家畜経営では、飼料自給率を高めることが重要な課題となっていますが、水田が75%を占める本県では、湿害等により飼料作物生産は不安定な状況となっています。このような中、水田においても安定生産が可能な稲WCSへの関心が高まっており、中央普及センターでは、関係機関と連携し、平成13年度から栽培を推進するとともに、酪農家を中心に給与指導を行っています。利用は進みつつありますが、稲WCS中の粉が消化しにくいとの課題

が指摘されています。

課題の解決に向け、平成23年度から、国の研究所が開発した粉が少なく高糖分の「たちすずか」の導入を進めています。「たちすずか」の生育特性等を把握するため実証ほ場を設置し、地域に適した栽培体系の確立に取り組むとともに、調整された稲WCSの品質を分析し、現地巡回や研修会等を通じ、酪農家に対して活用を啓発しています。酪農家からは高評価を得ており、導入3年目で15ヘクタールまで作付が拡大しています。さらなる拡大に向けて、種子の確保や各地域の特性に応じた栽培技術の確立など、諸課題の解決に取り組んでいきます。

【基本事業Ⅱ-2】地域の持続的な営農の仕組みづくり

(主担当：扱い手育成課)

基本事業の取組方向

集落等の地域を単位とした持続的な営農の仕組みづくりに向けて、土地利用調整ルールづくり、集落営農組織の設立や法人化等を進めます。

取組目標

持続的な営農の仕組みを有する集落の割合	県内の農業集落に占める、集落等の地域を単位として農地や農作業の利用調整を行う体制が整っている集落の割合（三重県調べ）		
計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)	
29%	48%	75%	

取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	35.0%	40.0%	44.0%	48.0%
実績値	32.7%	42.3%		
達成率	93.4%	100%		

25年度評価

目標の「持続的な営農の仕組みを有する集落の割合」は、集落活動や営農活動の調整を行うリーダー人材等の育成や農地の利用調整等に関する地域の仕組みづくりの促進、「人・農地プラン」作成の作成支援等の取組を進め、達成しました。

一方、意欲ある農業経営体への農地集積率は32.7%と年度目標（38%）を下回っているため、引き続き、市町による「人・農地プラン」の作成や見直しなどを支援するとともに、扱い手が不足する中山間地域等での農地集積や集落営農組織の育成に取り組みます。

25年度の取組状況

1 集落活動や営農活動の調整を行うリーダー人材等の育成

- ① 集落の営農活動等の調整を行うリーダー人材等の育成を進めるため、県の関係機関等で組織する「地域水田農業構造改革推進チーム」を核に、市町、JA、三重県農林水産支援センターと連携しながら、集落役員等の個別支援や組織のリーダーを育成する研修会などを開催しました。

リーダー人材育成などの取組により、法人化や規模拡大、経営の高度化など、集落営農

のグレードアップに取り組む集落数が拡大し、165集落（対前年44集落増）となりました。

2 農地の利用調整等に関する地域の仕組みづくりを促進

- ① 集落等の地域を単位として農地や農作業の利用調整を行う仕組みづくりを進めるため、集落意向調査を実施し、その結果を基に、個別に集落役員等の活動を支援しました。また、集落営農を普及させるための「集落営農推進大会」を開催しました。

併せて、地域や集落の話し合いを促し、「人・農地プラン」の作成支援に取り組んだ結果、農地や農作業の利用調整を行う体制が整っている集落数は、873集落（対前年197集落増）、集落の割合は42.3%（対前年比9.6%増）と大幅に増加しました。

3 土地利用調整活動や集落営農組織の広域化を促進

- ① 担い手の経営規模拡大、担い手不足地域における担い手確保等を図るため、隣接する集落間の連携の場づくりなどにより、土地利用調整活動や集落営農組織の広域化を推進しました。広域化に取り組む集落営農組織は、253組織のうち、42組織（対前年6組織増）となりました。

4 意欲ある農業者への農地集積の円滑化

- ① 意欲ある農業者への農地集積を円滑に進めるため、集落等を単位とした地域での話し合い等を促すことで、担い手への農地集積ルールなどを定める「人・農地プラン」の作成を推進しました。「人・農地プラン」は、28市町において172プラン（対前年78プラン増）が作成されました。
- ② 市町やJA、地域の農業者への情報提供により、「農地集積協力金交付事業」や「規模拡大交付金交付事業」など、農地集積にあたって活用できる各種制度を周知しました。意欲ある農業経営体への農地集積率は32.7%と前年を下回っており、特に担い手の確保や農業者の高齢化などの課題を抱える中山間地域において農地集積が進んでいません。
- ③ 平成26年3月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、担い手への農地集積・集約化を図るため、同法に基づく基本方針を策定するとともに、三重県農林水産支援センターを農地中間管理機構に指定しました。

5 集落営農組織の活動の多角化や高度化、法人化の促進

- ① 集落営農組織が持続的に発展していくよう、先進事例を紹介する研修会の開催や、6次産業化プランナー等アドバイザーの派遣により、農商工連携や6次産業化などによる経営の多角化や高度化を推進しました。
- 農商工連携や6次産業化などにより、活動の多角化や高度化に取り組む集落数は165集落（対前年44集落増）となりました。
- ② 集落営農組織に対し、税理士や社会保険労務士等の経営支援スペシャリストを派遣し、集落営農組織の法人化に向けた取組を支援しました。
- 集落営農組織の法人化数は42件（対前年6件増）となりました。

今後の主な課題

- ① 「人・農地プラン」については、ほぼ全ての市町において作成が進みましたが、地域単位でのプランの作成は、一部市町に留まっています。担い手の確保や高齢化などの課題を

抱えている地域があるため、地域や集落の話し合いを促し、地域単位でのプランの作成・見直しを進めていく必要があります。

- ② 意欲ある農業経営体への農地集積率は32.7%と年度目標(38%)を下回っており、特に担い手の確保や農業者の高齢化などの課題を抱える中山間地域において農地集積が進んでいないことから、集落を対象としたアンケート調査結果も踏まえつつ、担い手が不足する中山間地域等での農地集積や集落営農組織の育成に取り組むことが必要です。また、26年度からスタートする農地中間管理事業を活用し、農地集積関係機関が連携して農地の集団的活用に向けた地域の合意形成を促進することで、農地集積を段階的に進めることができます。

トピックス1

農地集積の加速化を目指して営農組合を法人化！



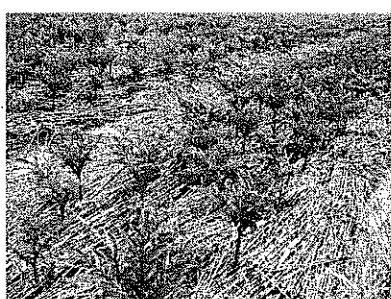
伊賀市の中山間地域にある「西湯舟営農組合」は、麦やレンゲを集落ぐるみで栽培する任意組合として、58名の農家により、平成13年に設立されました。当初は、転作作物の作業受託を行うことを目的としており、水稻については対応できませんでした。しかしながら、近年、高齢化や後継者不足が地域の課題となってきたことから、水稻も含めた地域農業の担い手と位置付け、組織を再編することとなりました。

農地の権利設定や施設の登記のできる法人組織とするため、JAと連携し法人化に向けた支援を進め、平成26年3月に法人化が実現し、「農事組合法人生玉ファーム」として新生されました。「生玉」という名称は旧来の地名にちなみ名づけられたものです。

この法人は「人・農地プラン」の中心経営体として位置づけられており、5年後には、集落の農地約70haのうち水稻18ha、小麦10haの集積を図る計画となっています。

トピックス2

法人化した集落営農組織で経営の多角化にチャレンジ！



多気町の「仁田営農組合」は、主に田植えや小麦の作業受託を行う任意組織として、平成3年3月に設立されました。取扱面積は年々拡大し、平成18年からは水稻の全作業の受託も開始、平成25年の水稻作業の受託面積は約10haと、集落全面積の約5割をカバーしています。

経営を安定化させるため、平成25年7月に「農事組合法人あぐりパワーにた」として法人化され、現在、コンニャク芋や加工用トマト、ハクサイの栽培など、経営品目の多角化に取り組んでいます。また、この地域はミカンやカキの産地でもあり、将来的にはこれらを利用した加工にも取り組んでいく意向です。

【基本事業Ⅱ-3】多様な経営体の確保・育成

(主担当：担い手育成課)

基本事業の取組方向

意欲ある多様な農業者の育成を図るために、経営の安定・発展のための支援を行うとともに、新規就農希望者や農業参入企業、障がい者等への就農・技術支援を通じて新たな経営体等の確保に取り組みます。また、さまざまな方針決定の場への女性の登用、女性起業家の育成等に向けた取組を進め、農業及び農村における男女共同参画を促進します。

取組目標

新規就農者数	県内で農業へ就業した45才未満の人の数（三重県調べ）		
計画策定期 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)	
108人 (平成22年度)	110人	110人	

取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	110人	110人	110人	110人
実績値	117人	135人		
達成率	100%	100%		

25年度評価

関係機関と連携したきめ細かな就農相談や「みえの就農サポートリーダー制度」の取組等により、新規就農者数の目標を100%達成することができました。引き続き、新規就農希望者や農業参入企業、障がい者等への就農・技術支援等を通じて多様な農業経営体の確保・育成に取り組みます。

25年度の取組状況

1 就農から定着までの総合的な支援

- ① 三重県農林水産支援センターに就農総合相談窓口を開設し、就農希望者の相談にきめ細かく対応（320件）しました。
また、三重県農林漁業就業・就職フェアにおいて、農業就業の希望者に就職情報等を提供しました。これらの取組により、平成25年度の新規就農者数（45歳未満）は前年度実績

を18名上回る135名に、そのうち自営就農者数は前年度実績を25名上回る57名となり、大幅に増加しました。

- ② 就農希望者が円滑に就農できるよう、就農計画の策定を支援するとともに、就農時の施設・機械の新規購入等に活用できる無利子の融資制度「就農施設等資金」の貸付けを行いました。就農計画の認定実績は15件、就農施設等資金の貸付実績は11件となりました。
- ③ 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るために、青年就農者120名を対象に、就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する青年就農給付金（準備型37人、経営開始型83人）を給付しました。

これまでに青年就農給付金の給付を受けた35名が新たに農業経営を開始したほか、本年度内に研修を修了した31名についても、平成26年度以降、順次就農する見込みです。

- ④ 地域における新規就農者の受入体制の構築を図るために、新規就農者の育成に意欲的な農業者をサポートリーダーとして登録する「みえの就農サポートリーダー制度」により、市町と連携して、サポートリーダーの活動を支援しています。

みえの就農サポートリーダー登録農業者数は131名（12名増）となり、このうち、累計で9市町（2市増）において18名（7名増）のサポートリーダーが、新規就農希望者等24名（12名増）に対して、就農サポート活動を実施しました。

2 企業の農業分野への参入を促進

- ① 企業の農業分野への参入を促進するため、県庁に窓口を配置し、市町や三重県農林水産支援センターなどの関係機関と連携して、企業からの相談にきめ細かく対応するとともに、農地の確保や技術の習得などに向け、情報提供や助言などを行いました。企業の農業分野への参入実績は、施設野菜2件でした。
- ② 県内の全農村集落（2,065集落）を対象に、企業等の受け入れ意向や貸借可能な遊休農地・施設の状況等について調査を実施したところ、1,593集落（回収率77%）から回答があり、そのうちおよそ1/4が、企業も含む就農希望者などに貸せる農地があると回答しています。

3 福祉事業所の農業参入や農業者による障がい者雇用等を促進

- ① 産地の担い手となる福祉事業所を育成するために、ブランド野菜のなばな栽培について、モデル的に支援活動を実施しました（1事業所、6a）。
- ② 障がい者の農業への参画に向けた関係者の理解を促進させるため、セミナーの開催や農業経営体におけるインターンシップ（6経営体が受入）の働きかけなどに取り組み、農業参入した福祉事業者は29件（うち平成25年度新規12件）と、大幅に増加したほか、障がい者を雇用した農業経営体も12件（うち平成25年度新規2件）となりました。
- ③ 障がい者に適した作業体系を検討するため、4つの福祉事業所をモデルとして、農業・農作業のユニバーサル化に向けた実証を行いました。8事例の農作業体系の工夫等の実証を行い、障がい者が担える農作業に改善することができました。得られた実証データを活用し、「農業に障がい者を雇用するための作業等の工夫と改善事例集」としてとりまとめます。
- ④ 農業と福祉をつなぐ人材の育成に向け、農業大学校での講座「農業と福祉」の開設（8名受講）や福祉事業所の支援員に対する農業基礎研修（7名受講）に取り組みました。

4 農業の担い手となる多様な人材の育成

- ① 農業大学校の学生が円滑に就農できるよう、経営能力向上を目的に、「農大マルシェ」による農産物販売実習（11回）を実施しました。

- ② 多様な農業人材を育成するため、生涯教育の観点から、新規就農希望者などを対象にした「農業基礎研修」や、農業者などを対象にした「技術課題解決演習」などの短期研修を実施しました。（6講座、参加 66 名）
- ③ 農業大学校において、直売など農産物の販売に意欲的な農業者を対象に、マーケティングスキル向上のための「三重のリーディング产品を支える人材育成講座」を実施しました。当講座には延べ 40 経営体の参加があり、商談会シートの作成実績は 23 経営体、商談会への出展実績が 22 経営体となるなど、実践力向上の成果が見られました。
- ④ 農業大学校の学生を募集するため、県内の全高等学校への訪問、農大祭や各種イベントでの大学校の紹介や入校相談、入校希望者を対象としたオープンキャンパス等を実施しました。平成 26 年度の新入生として、33 人（対前年 4 人増）が入校（1 年課程 14 人、2 年課程 19 人）しました。

5 機械施設の導入や融資制度の利用等の促進

- ① 農業経営体の経営の改善や多角化を進めるため、新規就農者や経営発展を目指す地域の中核となる農業経営体に対し、国の補助事業「経営体育成支援事業」を活用し、農業用機械や施設の導入を支援しました。当事業を活用し 27 の農業経営体が農業用機械や園芸用ビニールハウスなどを新規導入しました。
- ② 施設、機械等を導入する際に、融資機関から低利な融資を受けられるように融資機関に対して利子補給を行いました。利子補給実績は 1,194 件（対前年 7 件減）となりました。制度融資の活用を促進するため、融資機関と連携し制度資金を活用した優良事例を紹介するパンフレットを 5 千部作成し、地域普及センター、市町、融資機関などに配布しました。

6 農業及び農村における男女共同参画の推進

- ① 女性農業者や女性起業家の能力開発に向け、農村女性アドバイザー研修会や 6 次産業化研修会、首長との懇談会等の開催などに取り組みました。農村女性アドバイザーは 147 名（新規で 5 名認定）となりました。
- ② 農業分野における方針決定の場への女性登用促進に向け、市町農業委員会委員への女性登用を推進しました。女性登用実績は 56 名（対前年 1 名減）となりました。
- ③ 農業経営体の家族の構成員が、それぞれの能力を發揮して経営改善に取り組む環境を整えるため、労働時間や休日、役割等を定めた家族経営協定の導入を推進しました。新規締結実績は 17 戸（対前年 2 戸増）で締結農家数は 351 戸となりました。

今後の主な課題

- ① 新規就農者数は順調に伸びていますが、農業法人等へ就業した者の 3 年後の定着率が 5 割程度と他産業より低いことから、定着率を高めていくことが必要です。
- ② 県内の全農村集落（2,065 集落）を対象に実施したアンケート調査の結果、回答のあった集落のうちおよそ 1/4 が、企業も含む就農希望者などに貸せる農地があると回答しているため、26 年度からスタートする農地中間管理事業を活用した取組として、農業参入を希望する企業等を対象とした意向調査を実施し、企業等とのマッチングを進める必要があります。
- ③ 農業分野への障がい者就労の促進に向け、引き続き、農業経営体への意識啓発や年間を通じた農作業の確保に取り組む必要があります。

トピックス1

産地を支え安定した農業収入を得る福祉事業所の育成に取り組んでいます！



障がい者が産地を元気にします。

本県の主要な園芸品目の一である「イチゴ」や「なばな」は、生産者の高齢化などにより、年々作付面積が減少しており、担い手の確保が急務となっています。

このような中、園芸産地を支える担い手の確保と、障がい者の就労の場の確保を進めるため、福祉事業所の園芸品目への参入を推進しています。

当初、障がいのある方にとって、葉かきや摘心などの作業が難しく、園芸品目への福祉

事業所の参入は難しいと考えられていましたが、作業分割と適切な役割分担することで、障がいのある方にも活躍していただけたことが分かりました。

今後、農業参入した福祉事業所を地域農業を支える新たな担い手として育成していくため、新たな品目の導入や規模拡大、6次産業化などへのチャレンジを支援していきます。

トピックス2

もうかる農業にチャレンジする農業者を育成するため、農業大学校の実習で農産加工品の商品化に取り組みました！



農大産トマトを100%使用した
「僕らのトマトジュース」

農業大学校では、消費者のニーズを的確に捉え、6次産業化など経営の多角化に取り組むことができる農業者を育成するため、教育カリキュラムの改訂に取り組んでいます。

平成25年度は、専門科目として新しく「農産物マーケティング」と「園芸と福祉」を創設し、自ら生産した農産物を使って加工品を開発する実習も開始しました。

野菜専攻の学生は、農業大学校産のトマトを100%使用したトマトジュースの開発にチャレンジし、品種の配合割合の研究や販売価格

の設定、ラベルの作成などの実践体験を積み上げ、「僕らのトマトジュース」の商品化を実現させました。開発した商品は、毎週水曜日に農大で開催される販売会などで販売され、約1ヶ月で完売するなど好評でした。

今後も、もうかる農業の実現に向け、経営力のある農業者の育成に取り組んでいきます。

【基本事業II-4】農業生産基盤の整備・保全

(主担当：農業基盤整備課)

基本事業の取組方向

農業生産力の強化に向けて、環境と調和した生産や低コスト化、高度化に対応できる農業生産基盤の整備を進めるとともに、頭首工や用水路などの農業用施設の機能維持のための取組や防災対策を進めます。また、優良な農地の維持・保全や有効利用を促進するとともに、耕作放棄地の解消や未然防止対策を進めます。

取組目標

基盤整備済み農地における担い手への集積率
パイプライン化など高度な基盤整備を実施した地域における認定農業者等への農地集積率（三重県調べ）

計画策定期 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
33.4%	50%	60%

取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	36.9%	41.8%	46.3%	50%
実績値	38.0%	45.9%		
達成率	100%	100%		

25年度評価

基盤整備済み農地における担い手への集積を目標どおり進めることができました。引き続き、農業生産力の強化に向けて、農業生産基盤の整備と併せて、担い手への農地集積を一体的に進めます。また、老朽化の状況に応じた農業用施設の耐震対策・機能保全対策を計画的に進めます。

25年度の取組状況

1 農業生産性の向上に向けた基盤整備の推進

- ① 水資源の有効利用、生産性の向上や維持管理費を節減するため、かんがい排水施設の整備（17地区）や既存の老朽化施設の補強・緊急補修（8地区）に取り組みました。また、上記のうち17地区については、水管理の効率化、有効利用につなげるため、農業用水路のパイプライン化に取組み、2地区で事業が完了しました。

2 生産基盤の整備と一体的に、意欲ある農業者への農地集積を推進

- ① 農業生産性の向上を図るため、農地の区画整理や、区画整理に関連する農業用水路及び農道の整備など、13地区において基盤整備（215.7ha）を実施し、1地区で事業が完了しました。
- ② 意欲ある農業者への農地集積を図るため、国補助事業も活用し、3地区において、土地改良区による土地利用調整活動等を支援しました。県内の基盤整備済み農地における担い手への集積率は45.9%（対前年比7.9%増）となりました。

3 基幹的水利施設の機能診断とその結果に基づく的確な補修の推進

- ① 基幹的水利施設の長寿命化を図るため、機能診断の結果に基づき、8地区において既存老朽化施設の補強や緊急補修などの機能保全対策を実施しました。
- ② 新たに6地区において、用水管や用水路などの劣化状況等を調べる機能診断を実施しました。

4 農地や農村の防災対策、海岸保全施設の整備の計画的、効率的な推進

- ① 大規模地震や局地的な自然災害からの被害を軽減するため、国や市町と連携して、農業用ため池（7地区）、排水機場（6地区）及び海岸堤防（2地区）の防災対策を実施しました。

5 農地転用許可基準の適正な運用による、優良農地の確保

- ① 優良農地の確保を図るため、市町農業振興地域整備計画の計画変更に係る協議の際に、市町に対して農業振興の観点から必要な助言を行いました。計画変更協議の実績は19市町で述べ39回でした。また、農地法の規定に基づき、農地転用に係る許可事務を適正に行い、農地転用許可件数は410件となりました。
- ② 地域における諸条件を考慮し、農地の総合的かつ効率的な利用を図られるよう、2ヘクタール以下の農地転用に係る許可権限を10市9町に移譲しています。

6 耕作放棄地の解消と未然防止を図るための取組

- ① 耕作放棄地の解消と未然防止を図るため、市町や農業委員会、農業関係者を対象に、耕作放棄地の再生に取り組む協議会の設立を促進し、県内全市町において設立されました。
- ② 三重県農業再生協議会の地域のブロック会議において、国の交付金の活用による耕作放棄地の再生に向けた啓発に取り組みました。国の交付金を活用した耕作放棄地の再生実績は8.4ha（対前年3.4ha増）となりました。

今後の主な課題

農業の生産性向上を図り、核となる農業経営体への農地集積を進めるため、計画的な農業基盤の整備や、老朽化の状況に応じた農業用施設の耐震対策・機能保全対策を進めいくことが必要です。

トピックス

農山漁村の防災機能の強化に向け、農業水利施設の老朽化対策や耐震対策に取り組んでいます！

農業用ため池や排水機場などの農業水利施設は、農業生産にあたって欠くことのできない重要な施設ですが、老朽化が進んでいる施設も多いことから、機能診断を実施し、劣化の状況に応じた補修等の整備を計画的に進める機能保全対策に取り組んでいます。

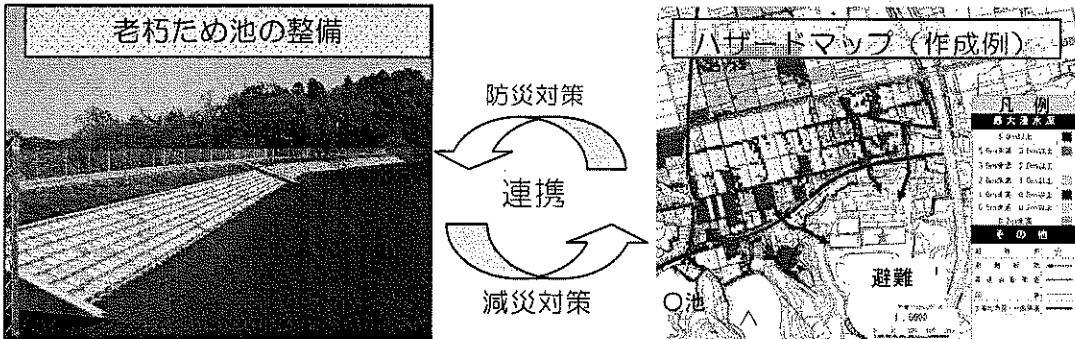
農業用ため池では、決壊被害の未然防止を図る改修工事を進めており、平成25年度には7地区で改修を実施しました。また、防災意識を醸成するため、災害の危険個所や避難経路を掲載したハザードマップの作成を進めています。

排水機場では、機能診断と耐震診断の結果に基づき、効果的な整備時期と整備方法を検討したうえで、長寿命化と耐震対策を計画的に進めており、平成25年度には14地区で補修・整備を実施しました。

耐震対策や長寿命化が必要な施設が年々増加していることから、引き続き、計画的かつ着実に改修を進めていきます。

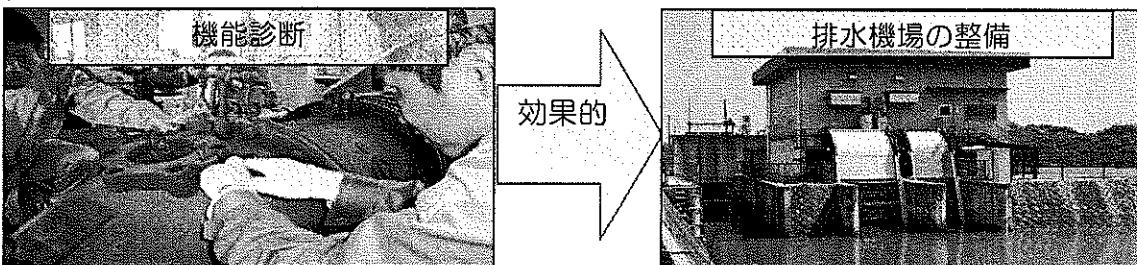
■農業用ため池の改修の取組事例■

(地区名：津市、安部・七郷池地区、事業名：地震防災ため池緊急整備事業)



■排水機場の整備の取組事例■

(地区名：松阪市、櫛田地区、事業名：基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業)



【基本事業 II-5】農畜産技術の研究開発と移転（主担当：農業戦略課）

基本事業の取組方向

県民の皆さんのが多様化するニーズに的確に応えられる農畜産技術等の研究開発と農業者や食品産業事業者等への移転を通じて、新たな商品やサービスの提供を促進します。

取組目標

農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	農業研究所及び畜産研究所が取り組む研究開発から生み出された成果のうち、次の①②のいずれかに該当する技術が活用された農業者等の商品やサービス等の件数（三重県調べ） ①開発技術、②県が開発した特許・品種等
---------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

計画策定期 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)
一	100件	250件

取組目標に対する達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	25件	50件	75件	100件
実績値	25件	50件		
達成率	100%	100%		

25年度評価

消費者のニーズに対応した農産商品等の開発や農業生産の持続性・効率性・安定性を高めるための技術開発及びノウハウの移転・普及に取り組み、農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数について、目標を達成することができました。

食品産業事業者や農業者等との連携を強化し、生産現場の課題に応じて計画的に研究を行うとともに、新たな国内市場の開拓に向け、医療食や健康食品の需要に対応した農産物の栽培技術等の開発に取り組んでいきます。

25年度の取組状況

1 消費者のニーズに対応した農産商品等の開発・実証及びノウハウの移転・普及

- ① 消費者ニーズに対応した農産商品等の開発・実証を行うため、産学官が参加したコンソーシアムによる活動などを通じ、これまでに、実需者のニーズに対応したトマトを生産するための「専用給液装置」の試作機や伊勢茶活用の「濃厚カテキン茶」の農業者への技術移転、育成した赤米品種を活用した甘酒や腎臓病患者向け低リン米の商品化、肉用牛への飼料用米給与技術の畜産事業者への移転につなげることができました。
- ② 国等の研究資金を活用し、トマト養液栽培における病害の簡易診断技術や田植えと同時に肥料を散布する機械に使用できる鶏糞肥料のペレット化などの技術を開発しました。
- ③ 農業研究所の研究成果を取りまとめ、冊子とホームページにより情報発信しました。また、これらの開発技術は現地で実証を行い、生産現場への移転・普及が進んでいます。

2 農業生産の持続性・効率性・安定性を高めるための技術開発

- ① 植物工場における先端的な栽培技術の開発に向け、大学や国の研究機関、メーカーとの共同研究を実施し、トマトとイチゴについて、高度な環境制御技術の活用により単収を増加させる新たな栽培技術の実証に取り組みました。技術研修会等を実施して技術の移転に取り組んでおり、県内5カ所で植物工場が新設されました。
- ② 土地利用型農業における技術の開発では、水稻新品種「三重23号(結びの神)」の高品質・安定生産技術の開発に取り組み、技術マニュアルを策定しました。また、全農みえ及び肥料メーカーと連携して、キャベツ生産の低コスト化及び生産の安定化に寄与できる新しい堆肥混合肥料を開発し、肥料メーカーにおいて販売が開始されました。
- ③ 養液栽培の根部伝染病害やキャベツ根こぶ病対策として、施設や圃場の発病リスクを把握し、リスクに応じた防除メニューを選択できる診断・対策支援マニュアルを策定し、普及センターと連携して、JAの野菜生産部会への導入を進めています。
- ④ 野生鳥獣の被害防止技術については、サル・シカ・イノシシを対象とした侵入防止技術や大量捕獲技術の開発に取り組みました。侵入防止技術は効果の高い防護柵を、大量捕獲技術は遠隔で監視・操作のできる多頭捕獲システムを開発し、いずれも商品化され普及が始まっています。

3 先端技術の活用による消費者のニーズに対応した新品種の育成

- ① 水稻では、うるち米(主食用)、赤米、もち米の新品種開発に取り組みました。うるち米では、コシヒカリと同時期に収穫できる多収・高品質な1系統を選抜しました。もち米は特性が異なる2系統の加工適性を実需者と連携して評価しました。また、多収で発色の良い赤米「三重27号」を育成しました。
- ② イチゴについては、(独)農研機構及び他県と共同育種した種子繁殖型品種「系統23」を、品種登録出願しました。この「系統23」は、これまでの株分けで増やす従来の品種とは異なり、種子で増やすことができる新しいタイプの品種で、優良苗を大量に得られる利点があります。
- ③ カンキツでは、実需者のニーズに添った優良品種の選抜を行い、年末に出荷できる高糖度な中晩柑の「みえ紀南5号」と、種が少なく高糖度な中晩柑の「みえ紀南6号」を選抜しました。
- ④ また、国の育成品種(ブドウ、小麦、大豆、茶)の本県の適応性の評価では、大豆品種「すずかれん」、ブドウ品種「オリエンタルスター」については適応性を確認し、本県での導入

を図りました。

4 牛肉のおいしさ判定技術の活用による品質向上につながる飼養技術開発

- ① 松阪牛、伊賀牛などブランド牛のさらなる品質向上のため、「ブランド肥育牛に給餌する代替飼料等の肉質への影響」の研究に取り組み、大豆粕飼料の代替として、バイオエタノール生成時にできる副産物（DDGS）が、黒毛和種雌肥育牛に給与する飼料として有効であることを確認しました。
- ② 「飼養方法が牛肉味覚成分に与える影響」の研究では、農家での飼養条件や血統が肉のうま味成分含量に影響することを解析し、飼養方法の改善や肥育子牛導入時の選定基準の参考として生産者に提示しました。

5 畜産農家の収益性の向上に向けた研究開発

- ① 養豚農家の収益性向上に向け、暑熱時のリジン及びハーブ抽出物質等の給与技術開発に取り組みました。リジン給与による生産性の改善効果や、繁殖母豚へのリジン給与における暑熱対策効果を確認し、飼料製造企業と共同で暑熱期対策用養豚飼料を開発しました。
- ② 地鶏の生産コスト低減及び高品質化を図るため、飼料用米の給与可能限界を検討するとともに、地鶏への飼料用米給与が、鶏肉の食味に与える影響を分析しました。研究結果に基づき、適切な飼料用米の配合比率を解明し、商品を差別化する給与技術として、生産者に技術移転しました。

6 自給飼料生産の安定化など耕畜連携につながる技術開発

- ① 循環型社会の実現のため、耕種農家と酪農家との連携による、飼料用稻・飼料用麦など飼料の自給技術の開発に取り組みました。飼料用小麦は出穂後日数の経過に伴い栄養価が低下することから、収穫適期や給与限界の確認などに取り組み、乳牛への飼料用小麦ホールクロップサイレージの給与技術を開発しました。
- ② 自給飼料（特にサイレージ）の流通にあたって課題となるサイレージのカビの発生を事前に推察することを目的に、非破壊検査によりカビを判定する手法の開発に取り組み、サーモグラフィを利用した簡易カビ判定技術を開発しました。

今後の主な課題

- ① 食品産業事業者や農業者等との連携を強化し、生産現場の課題に応じて計画的に研究を行うとともに、開発した商品や技術については円滑に農業者等へ技術移転していくことが必要です。
- ② 農業分野における新たな国内市場の開拓に向け、医療食や健康食品の需要に対応した農産物の栽培技術の開発に取り組んでいく必要があります。また、植物工場については、夏場の収量低下が課題となっており、夏場の高温条件下での環境制御精度を向上させていく必要があります。
- ③ 畜産研究所では、畜産業の成長産業化に向け、食品残渣など未利用資源を活用した養豚飼育技術の開発や地域特産物を飼料とした新たなブランド豚肉の開発、和牛子牛生産のための受精卵の受胎率向上に向けた技術開発（凍結技術等）に新たに取り組んでいくことが必要です。

トピックス1

透析患者さん向けにリン含有率を抑えたお米の加工技術を開発 ～「低リン米」がまもなくデビュー！～



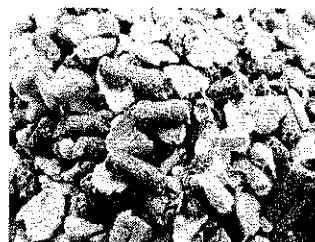
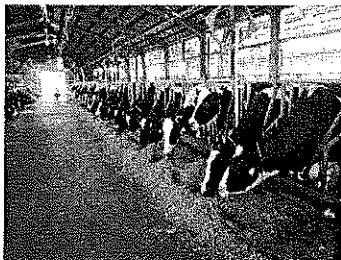
腎臓病による透析患者は全国に30万人、その予備軍は1,000万人いると言われています。腎臓病患者はリンの摂取量を抑えた食事をする必要がありますが、低リン食品の製造にはコストがかかるため、価格が高く容易に入手しにくいという難点がありました。

農業研究所では、3年前からリン含有率を抑える農産加工技術の開発に取り組んでおり、本県の育成品種である「みえのゆめ」の特性を生かした「低リン米」の開発に成功しました。この加工方法については、平成26年に特許出願を行う予定です。

精米の方法を工夫して、加工コストを抑えており、購入しやすい価格帯で流通することをめざし、米卸業者と連携して、生産・流通・販売網の整備を進めています。

トピックス2

資源循環型みえの牛乳生産をめざして ～自給飼料による牛乳生産の取り組み～



輸入飼料価格が高騰していることから、飼料用稻（稻ホールクロップサイレージや飼料用米）などにより、飼料自給率を向上させていくことが求められています。

畜産研究所では、乳牛に輸入飼料に代えて、飼料用の稻を給与して牛乳を生産する技術の開発に取り組んできました。このたび、輸入飼料である牧草やトウモロコシ、大麦などの代わりに、飼料用の稻や飼料用の米を飼料全量の50%まで代替できることを実証しました。この技術を参考に酪農家でも飼料用稻の給与が始まっています。特に牛乳製造プラントを有する酪農協では指定配合飼料に飼料用米を組み込んだり、稻ホールクロップサイレージを酪農協として斡旋するなどの体制を作りつつあります。

今後も、自給飼料による牛乳生産技術の生産者への移転を進め、自給飼料によるみえの牛乳生産の拡大につなげていきます。